

令和7年 第2回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和7年2月10日（月曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第2回会議議事録

- 1 開催日時 令和7年2月10日 午後1時30分
 - 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター 視聴覚室
 - 3 出席委員 17名
1番委員 櫛 渕 武 重 2番委員 近 藤 民 治 3番委員 内 海 博 光
4番委員 林 功 5番委員 片 野 羊 二 6番委員 青 柳 健 市
7番委員 鈴 木 保 雄 8番委員 中 島 博 恵 9番委員 須 藤 栄 寿
10番委員 阿 部 均 司 11番委員 藤 井 好 博 12番委員 庭 野 明
13番委員 阿 部 敏 男 14番委員 原 澤 幸 好 15番委員 原 澤 章
16番委員 田 村 隆 司 17番委員 高 橋 品 子
 - 4 欠席委員 2名
18番委員 戸 澤 奈実恵 19番委員 中 島 工 リ
 - 5 議事録署名委員
16番委員 田 村 隆 司 17番委員 高 橋 品 子
 - 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名
事務局長 林 義 信 書記 中 山 文 弥 書記 我 妻 園 華
 - 7 会議に附した事件
議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第7号 農用地利用集積計画に対する意見決定について（一括方式）

協議事項・報告事項
(1)農業経営改善計画の認定について
(2)みなかみ町農地利用最適化推進委員候補者の選考について

その他
 - 8 会議の成立
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。
- 開 会 みなかみ町農業委員会職務代理原澤章開会を宣す。
- 開 会 結 束
- 議 長 会長議長となり、議事録署名委員に16番委員田村隆司・17番委員高橋品子を指名し議事に入る。
 続いて、4の議事に入ります。
 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局よりご説

明がでございます。

事務局

1 ページをお開きください。

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。

別紙記入事件、6件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・順次、朗読説明）

以上よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

これより1番より審議に入りたいと思います。

その前に、担当の委員さんより調査報告のお願いをいたしたいと思います。

2番委員

お世話になります。2番、〇〇地区担当の近藤です。

農地法第3条による申請事案の調査結果について報告いたします。

1月10日現地調査を行いました。申請地は、〇〇より東へおおよそ1kmぐらいのところでした。1月31日代理人の〇〇さんに電話にて確認いたしました。譲渡人、〇〇さんが相続により取得しましたが、管理ができないということで、譲受人、〇〇さんに譲り渡し、梅などを植え、耕作したいということでした。以上なんですけれども。

議長

補足説明ですか。

事務局

ちょっとこの件に関して、事務局より補足という形で皆様に1回説明させてもらった後に、審査のほうをお願いしたいというふうに思っております。

ちょっと1回まず現況のほうを写真を見ていただきたいと思いますけれども、こういった形です。パネル用の柵が設置されております。まだ許可前の設置ということになります。さらにちょっと柵の中というところなんですけれども、こういった形で一応この以前がもともと桑畑だったんですけれども、譲渡人、所有者さんの〇〇氏が以前桑畑を1回刈りまして、その後は遊休農地となっておりますけれども、現在、先に耕作をする目的の中で一旦雑草等を除去したという状況です。さらに一応整地という形を取っているということもあるというふうになっております。この件に関しては、1月に入った段階で地区の方からご報告がありまして、私と次長、農業委員会事務局のほうで現地調査及び譲渡人、所有者さんの〇〇さんのほうにお話のほうを伺って、いろいろ確認を取っていたところでございます。

経緯の流れとしては、当時、1月の段階では一応所有を譲受人の〇〇さんのほうから譲ってほしいという話からスタートしたということなんですけれども、ちょっといろいろ現況の部分だったりとかあって、一応何が言いたいかというと、3条上の書類というか、手続的な部分で言うと、不備がないような状況でして、一応我々事務局のほうも今回この委員会定例会で諮る上で事前にいろいろ調査を代理人経由でしたんですね。まず気になるところの柵なんですけれども、柵はどういった用途ですかという話をお聞きをして、まずこれは獣害対策であるということです。

実は転圧をされているわけですね。地面を転圧をされているんですけれども、転圧は何で転圧したのということなんですけれども、こちら一応防草というか、除草をする上で、その後一応植える上に柔らかく押して、梅の木を植えるというふうにお答えをいただいたところでございます。敷き鉄板に関しては道路に土が行かないようにということで敷いているということでございます。一応過去の違反転用だったりとか、現況の違反転用ですね、一応想定、〇〇さんの会社のほうとして、〇〇、〇〇の上のほうにあるお寺なんですけれども、そちらのほうの部分は地目山林なので、まず違反というような疑いはなかったということです。さらに〇〇のほうに資材置場があるんですけれども、そちらは雑種地です。なので、特にそういった部分はなかった。さらに農業経営規模の拡大ということなので、現状、田んぼを4筆お持ちいただいているんですけれども、そちらのほうも事務局長と現地調査に行きまして、結果としては耕作をされているという状況でした。本来、そこで耕作されてないのであれば、またちょっと話は変わってきて、事業拡大はできないんじゃないのということではあったんですけれども、耕作はされているということが現状の状況です。

何より今回申請いただいている上で、ご本人は梅の木をやるというふうにおっしゃっているんで、それに対するじゃ、経営規模の問題はなかったということが今の現状であるので、書類上問題ないかなというのが今の現状です。今回いろいろちょっとお話を意見交換させてもらいながらできればなと思います。

事務局

一応3条の2項に許可はできないという項目はうたっているんですけれども、申請上は問題ないということなんですよね。それで、一番問題になっているのは、許可前に形状を変更してしまったこと。聞いた話で駐車場という話があったんで、その辺を伝え、聞いてきたんですけれども、農地として使用するということでした。

ここで問題、農地法3条については問題ないということなんですけれども、何が問題かということ、信用、信頼ですね。そうすると、民法上の第1条第2項に、信義、誠実の原則というのがあるんですよ。それが権利を移行するに当たっては、お互いに信用がなければ駄目ですよということで、これ、もし違う用途に使ったら、農地法もそうなんですけれども、信義則と言うんですけれども、その違反にもなってしまうということなんです。そうすると、どうしたらいいかといういろいろ考えたんですよ。うちとしては書面でのやり取りということで、誓約書と言うんですかね、それを一部添付してもらおうかなと思っているんですよ。3条についての違反についてとか、あと農地法全体について違反しませんよということを誓約してもらおうような形で添付してもらって、これしかうちは保険がないんですよ。

(「罰則がないんでしょう」の声)

罰則は農地法。

議長

移転すれば。

事務局

そう、移転すれば罰則になるんです。

議長

罰則はあります。農地法の多分最後のほうに罰則規定があります。そこに無

断転用というか、それをやった場合は、違法転用した場合には罰則はございます。ただ、これは俺もちょっと勉強不足であれしたんですが、その後、ちょっと、局長のを遮っちゃったんで、申し訳ない。続けてください。すみません。

事務局 一応そういう対抗もできるということなんですけれども、ここで皆さんに協議してもらって、いい方法があれば意見を聞かせていただきたいと思うんですけれども、なかなか難しいというのは、本人が作ると言っているのです。

15番委員 ○○さんは前も畑に物を置いて、始末書を書いてますよね。それ、もう2回ぐらいやっているんじゃないかな。県のほうから2回怒られていると思う。だから、あまり信用はできないよね、実際。ましてこういうことをやっていけば。

事務局 それをもって審議と言うんですか、違反。

15番委員 でも、書類上ミスがなければ、誓約書書いてもらうしかない。

事務局 是正しているわけですから、それがそのままずっとなっていると、これはうちとしてはそういうんで受付できないということとはできないんですよ。

15番委員 見れば何したいか分かるんで、普通。

議長 ちょっと待って。これ会議を続けていいか、それとも会議を一旦打ち切って、好きなことを言わせてもらっていいのか、その辺でどうなんです。会議には議事録残す。だから、一旦打ち切っておいて、皆さんの好きな意見を聞いたほうがいいのか、どうしたらよろしいですか。俺の一存でやるかい。

事務局 実際ちょっとまずこの書類。

議長 まずはというんで、今の説明を聞いたんですけども、3条というのが皆さんでもう1回どういうことなのか。要するに農地以外の転用は認めないよということと、それから、庭野さんがおっしゃっていただいたように、俺も勉強不足だったんで、3条は町に移管されているんですね。農業委員会にもう移管されて、許認可は3条だけに限っては町に移管されてます。ということになると、町の権限って聞いてくれるか、聞いてくれないか。今までは県だと思っていたんですけども、県からの見解でなくて、町から直してください。前の形にしてくださいということしか、勧告というか、そういうものも町の段階でしかできないわけです。非常にちょっと弱いかなという気がするんですよ。確かに罰則規定はほかのものにも適用できるし、3条にもかかるんです。そういう意味で非常に難しい案件であると。

（「今、自由討論なんですか」の声）

あ、そう。ちょっと止めようか。ちょっと止めて。

（討論）

ただいまのは継続審議という格好にいたして、1か月また皆さんのお考えを

いただければと。1か月後にお考えをいただければと思っております。
続きまして、番号2番のほうの担当地区委員さんの報告をお願いいたします。

17番委員

17番、〇〇地区担当の高橋です。

農地法第3条による申請事案の調査結果について報告いたします。

申請地は〇〇より東へおよそ300mのところですか。2月8日現地調査を林委員と行いました。同日申請者、〇〇さんに確認いたしました。譲渡人の方が高齢のため耕作できないため、譲受人が申請地を耕作したいということでした。耕作面積は畑、田んぼ合わせて6,108㎡の耕作面積があり、下限面積を上回っているため問題はありません。周辺農地の営農条件への支障の有無は、野菜、トウモロコシを計画されていますので、支障ありません。その他に件案事項は特にございません。

以上、ご審議よろしくをお願いいたします。以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、皆さんからのご意見、ご質問を受けたいと思っております。

(「ありません」の声)

ほかには。

質問がないということなのでございますので、お諮りいたします。

議案第4号の2の案件は許可としてよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、許可と決定いたします。

続いて、議案第4号、番号3について担当委員さんよりの調査報告をお願いいたします。

5番委員

5番、〇〇担当、片野です。よろしくお願いいたします。

農地法3条による申請事案の調査結果についてご報告をいたします。

2月8日現地を調査しました。現地は〇〇から約2km〇〇のほうに向かってちょうどソーラーの電気が並んでいるところが遠くから見ると見えると思います。あの隣の土地なんです。よろしくお願いいたします。8日、ちょっと私、当日雪が降っていたので、〇〇さんのところに行っただけですけども、会えなかったもので、電話を入れました。貸出人がもう高齢のためにできないために、受人が受けると。これは多分本人に確認取ったところ、野菜ではなくて桐の木を植えたいという耕作でございました。農地の効率的利用は、所有機械、労働力、農業技術、営農計画も確認でき、実行は確実と思われます。年間約150日、5人と書いてあるんですけども、約2人ぐらいでやるそうなので、よろしくお願いいたします。

そんな感じでいきたいと思っておりますので、皆さん、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

このことにつきまして、皆様のほうからのご質疑、ご質問あったらお願いいたします。

もう大分荒れているようなんですけども、これはもう荒廃農地で、推進委

員のほうではいつ頃から、これもうずっと前から。

5 番委員 そうですね、ここのところやぶになってしまった。この隣がソーラーのパネルが並んでいるところなんで、その隣に、横に道があるんですけども、そこを上がって行って右側のところの土地になります。

議 長 この桐というのは、あそこの〇〇さんがやっておられるんですけども、〇〇さんではなく〇〇さんのほうでこれを伐採したり何かして、自分で植え付けようということ。

5 番委員 そのようですね。でも、〇〇さんのところでも手伝ってくれるかと思うんですけども……

議 長 そういうことね。

5 番委員 そうなんです。聞いたところ、譲受人に聞いたら、もうここやぶになって、もうどうしようもないので、〇〇さんが借りてくれるということで、耕作しますかと言ったら、桐の木をやりたいんですよということで始めたいということで、よろしくお願いしますと伝えられました。よろしくお願いします。

議 長 皆さんのほうから、私が勝手にしゃべりましたけれども、いかがでしょう。
木を植えるということでございまして、これだけの荒廃農地ですから、その他の影響はあまりないのかな。桐畑になれば、それも特用林産という格好でよろしいのかなという考え方を持っておりますが……

5 番委員 この間、雪の降る前にちょっと行ってみたんですけども、ここ全体がこういうやぶと言おうか、こういう木が雑種でいっぱい生えているところなんです。だから、ここでよくやるなあと思っている感じがするんですよ。

議 長 皆さんからご意見なければ、お諮りいたします。
議案第4号の3番案件は、許可としてよろしいでしょうか。
（「はい」の声）
それでは、許可と決定させていただきます。
続きまして、番号4、議案第4号について担当委員さんより説明をお願いいたします。

5 番委員 5番、〇〇担当、片野です。よろしくお願いいたします。
農地法第3条による申請事案について報告いたします。
2月4日現地を調査しました。〇〇から下に下がっているところなんです。その信号を曲がって真っすぐ行っちゃうと、皆さん、あそこのリンゴ園、リンゴを植えてあるんですよ。リンゴは植えてあって、ななめ向こうぐらい、周りはほとんど耕作がありません。畑がちょっとあそこにあるんですけども、家が1軒建っているんですけども、この土地です。8日に〇〇さんに、〇〇さんのお宅に行ったところ、〇〇さんがいなくて、また電話で申込みになってしまいました。畑としても使えなくなったので、〇〇さんに、またここもやっ

ぱり桐の木を植えるそうなので、よろしくお願いしますと言われたんですけれども、農地の効率的利用は所有機械、労働力、農業技術、営農計画も確認でき実行は確実だと思いますので、よろしくお願いします。約全体150日、息子を含めて4人で栽培する。ここ借地は10年計画しておりまして、10年ぐらいで桐が育つそうなので、そんなことを言ってましたので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。

荒廃農地の解消ということで、これも桐を植えたいという申請事案でございますが、皆様のほうからの質疑、ご質問いただけましたらと思います。

（「ありません」の声）

ないということなので、議案第4号の4の案件は許可としてよろしいでしょうか。

（「はい」の声）

それでは、許可と決定いたします。

続いて、議案第4号の5番について担当委員さんより調査報告をお願いいたします。

7番委員

7番、〇〇担当の鈴木でございます。

農地法第3条の調査報告をいたします。

2月5日現地調査を行いました。場所は〇〇のちょうど200mぐらい東のところですかね。ここの譲受人と譲渡人に話を伺ってまいりました。何か今後はやっぱりさっきの話じゃないですけども、ブルーベリーと梅を植えるという話なんですけれども、ただ、ここは場所的には梅でブルーベリーは非常にいいところだと思います。〇〇も見えるし。ここだったら私が思うに100本近く入るんじゃないですか。そういうふうに私は見てきたんですけども、それで、ちょうど私の友達が〇〇君が私のよく知っている人なんですけれども、いろんな仲間にいるんですけども、間違いないの案件でありました。年も来ているんで、譲渡したいということであれば譲渡していい場所だと思います。また、作ってくれる人がいれば幸いに思います。また、この辺の周辺にほかの支障を来すような案件はないと思います。皆さんのご審議よろしく願いいたします。

議 長

すみません、ありがとうございました。

皆さんのほうからのご質疑、ご質問受けたいと思います。

10番委員

10番の阿部です。

譲受人が定年退職後とここに書いてあるんですけども、すぐは農業経営をしないということで、その間、例えば定年が何年後か分からないんですけども、3年とか4年とかとなった場合に、そこで農業ができていくのかどうかというちょっと心配があるものですから、その辺はどうなんですか。

議 長

営農計画がもし出ていたら、それをちょっと発表していただけますでしょうか。持っているかな。農地の資料があるかな。

事務局	営農計画書はご提出いただいております、具体的にはいつからという、何歳からこちらのほうで専念するということところはちょっと書いてはないんですけども、代理人のほうに話を伺ったところ、もう既に長いこと日本にいらっしゃる方で、理由にもありました別荘が近隣にありますので、そちらのほうにお休みのときいらして作業する予定だということですので、取得してから何年後とかではなく、取得次第、作物を植える予定というふうにお話は伺っております。 以上です。
議 長	阿部さん、いかがでしょうか。
10番委員	一応別荘があるということで、その別荘に来ながら、定年後を目指して自己管理をしていくということなんでしょうかね。
議 長	それをもう一度確認というか、本人とちょっと話していただけると、事務局、ありがたいんですが、そうすれば阿部さん、よろしいですか。
10番委員	はい。
議 長	その辺のことを阿部さんが言うように、農地でゆくゆくは定年になったら実際に一生懸命やると。それまではちょっと荒らさない程度に使用していただく。今からやっていただいてもいいんですけどもというようなことを事務局で相手方に伝えていただくという格好を取ったらいかがでしょうか。
10番委員	意外と別荘地をちょっと農地に云々というので、あやふやの転売とかいろいろあったり、過去にもありますんで、やっぱりそういうほうもちゃんとやってもらうということをちょっと見ておかないといけないのかな。
議 長	事務局、今の阿部さんの意見をちょっと頭に入れておいて、もう一度伝えてほしいと思いますが、いかがでしょうか。
	ほかに。
15番委員	この方は外国人の方らしいんですけども、外国人が農地を取得することに対して、何か問題はないんでしょうか。
事務局	国籍で判断をするというのはちょっと差別になってしまうので。
15番委員	いやいや、差別じゃないでしょう。国の土地を例えばじゃ、中国人が山を買っちゃ駄目だとか言っているでしょう、今。
事務局	国のほうから指導要領というのがありまして、そこで国籍で許可、不許可を判断することは望ましくないとありまして、その辺を行政書士のほうに確認いただいたら、奥さんとお子さんもういらっしゃるって、奥さんは日本人なんですけれども、会社経営を日本でされているので、引き続き会社経営しながら農地を拡大していきたいというふうに意向をお伺いしております。国籍の在留期間が

今5年で、満了は2029年の予定なんですけれども、その期間が満了した後もまた更新をして日本で生活をしていきたいというふうに考えていらっしゃるようです。

以上です。

議 長

よろしいですか。

15番委員

聞いたのは国籍にかかわらず売っちゃいけないような差別だとか言うけれども、それはもう全然差別でも何でもなくて、日本の国土を売るわけだから、とんでもない話なんですよ。

7番委員

ちょっといいですか。〇〇地区はもう五、六十年前から国際交流村というのがあるんですよね。そのために国を売るとか、売らないとかという問題の前に、今現在も過去にそういう村が始まった経過があります。そこには必ずどちらか日本人というようなサイクルで来ているのが私の知っている限りで。だから、〇〇地区というのは、そういういろんな流れがありまして、国際交流というのはもう一番50年とか60年前から続いているもので、これは避けられない。

15番委員

聞きたかったのは、奥さんが日本人かどうかというのも1つあったんで、日本人であればまあいいのか。ただ、今までも別荘なんかうちのほうでも外国の方が買っている。でも、やっぱり奥さんが日本人の方が多かったみたいで、ちょっと確認したかっただけです。申し訳ございませんでした。

議 長

ほかに皆さんのほうからございますでしょうか。

なければ、お諮りいたします。

議案第4号の5の案件は許可としてよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、許可と決定いたします。

続いて、議案第4号の番号6番について担当委員さんからの調査報告をお願いいたします。

12番委員

12番の庭野です。

2月7日に現地調査と本人より、雪が降っておりましたんで、電話で申し訳ないんですけども、確認いたしました。おととしまで作ってくれる人がいたんですけども、去年から返されてしまったので、田んぼとブドウと牛を飼っている〇〇さんに親戚なので譲渡したいという話でした。ですので、〇〇さんは今田んぼもやっていますので、また継続して田んぼを作るといことで何ら支障はないと思いますので、皆さんご審議のほうをお願いします。

議 長

ありがとうございました。

皆様のほうからのただいまの案件に対しましてご質疑、ご質問あったらお願いいたします。

ないようですので、お諮りいたします。

議案第4号の6の案件は許可としてよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、許可と決定いたします。

議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

4ページをお開きください。

議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について。
次のとおり申請がありましたので、意見の決定を求めます。

別紙記入事件、1件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・番号1、朗読説明）

以上です。よろしくお願いいたします。

議長

事務局よりご説明いただきました。

ここで担当委員さんの調査報告をお願いしたいと思っております。

8番委員

8番、〇〇地区担当の中島です。

さっき事務局から大体言ってくれたんで、あまり何も言うことはないんですけども、農地法第4条による申請事案についての調査報告をいたします。

申請地は〇〇より〇〇を〇〇方面に500mぐらい進んだところの右側にあります。2月4日に申請人に話を伺いました。2月7日に現地調査をしました。申請人はさっきの説明のとおり、〇〇に居住し、相続でこれを取得した。相続の際に増築部分の一部が農地であることが判明し、これを正規の地目に戻して売却したいとの思いに至って申請に至った次第であります。この建物がいつできたかは申請人は分からないということでした。現地なんですけれども、周囲に農地は存在しません。転用による弊害はしたがって皆無かと思えます。申請面積も99㎡と妥当かと思われます。なお、2月7日に行った折、現地には雪がありましたが、幸い去年の3月に非農地証明の折、この付近を歩きまして、あらましの状況は把握しておりました。その他懸案する事項は見られませんでした。

以上、審議のほどをよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいまの委員の説明にご質疑、それからご意見ありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声）

なしとのお言葉でございますので、お諮りいたします。

議案第5号の1の案件は許可としてよろしいでしょうか。

（「はい」の声）

許可と決定させていただきます。

続きまして、議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務所

6ページをお開きください。

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を

求める。

別紙記入事件、3件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・順次、朗読説明）

以上になります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局より説明をいただきました。

議案第6号の番号1について担当委員さんからの調査報告をお願いいたします。

3番委員

3番、〇〇地区担当の内海です。

農地法5条による申請事案の調査結果について報告いたします。

申請地は〇〇より南南西およそ300mのところに位置します。2月3日現地調査を行い、翌日、申請者の〇〇さんに確認いたしました。〇〇の代表者の〇〇さんが休耕中の田に駐車場、倉庫、資材置場を建てる計画をされております。転用目的の確実性につきましては、申請書、見積書、設計書、資金が確認でき、許可が下りてから早めに着工したいとのことでした。実行は確実と思われます。申請面積の妥当性ですが、周辺の状況からも適当と思われます。周辺農地の営農条件の支障なのですが、周辺農地の営農を行う上での支障が発生する見込みはございません。このように転用することによって生じる付近の農地、作物の被害の防除処置についても想定される被害等はないと思われます。その他想定される懸案事項は特に見当たりませんので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの調査報告を踏まえて、皆様のほうからのご質疑、ご意見いただければと思います。

なければ、私のほうから。これは第1種農地で、ほかの2番、3番とちょっと違って、息子さんとか、そういうんじゃなくて、全くの他人に譲渡される感覚がありますが、これについて何か特例的な、そういうものがあたらご説明いただければありがたいと思います。

事務局

こちら、まず令和5年度の農振除外の申請地でありました。こちら第1種農地で事業用地としてということなので、既存施設、下ですね、この当該地の下のそちらが今使われている〇〇の施設なんですけれども、その施設の面積に対しての2分の1が事業拡張ができるのが第1種農地の特例としてありますので、今回それで1,267なんですけれども、そのうちの805ですね。その下の土地が1,618㎡あるので、その2分の1という形で805㎡で転用という形になりました。

以上です。

議 長

ということで、こちらがちょっと一体ではなくて、空いているわけですね。

事務局

そうです。

議 長	なるほど。皆様のほうからご質問あったらお願いいたします。
1 2 番委員	1 2 番の庭野です。 今、ちょこっと出ましたけれども、その黄色い枠の隣も同じ人ですよ。
事務局	はい、そうです。
1 2 番委員	それもゆくゆくはそうやっていく気でののか。それと、今、先ほども言いましたけれども、水路もありますよね、田んぼだから。それもどうなっていくのかなと思って。用水路がありますよね、写真の中に。
議 長	これ田んぼ。
1 2 番委員	田んぼ。そういうのも管理されているわけですか。一切使っていない用水路なら別にいいんですけども。
事務局	そうです。今回は一応このさっきの一部が右側が一部なので、一応そこは使用するというので今はあるんですけども、ちょっとその影響と今現在その水路が稼働と言うんですかね、という部分をちょっと確認はさせていただければなと思うんですけども、いずれにしても、今後このもう1個の一部の分も使うとなると、影響的な部分もより生じてしまうと思いますので、それはちょっと確認しながら、もし事業拡張をより一部の部分も広げていきたいということであれば、ちょっとそこは地域との相談だったりとか、問題ないというところが確認取れ次第、拡張という形で取り扱えればなということです。 以上です。
議 長	じゃ、今の2つの問題、この水路がほかのところにいたり、ここだけの問題だったら別に問題はないですね。
1 2 番委員	はい。
議 長	それから、ほかの人たちが利用するんだったら、この水路を生かしてくれということになるんですね。
1 2 番委員	そうですね。
議 長	それともう一つは、今言われたように、残ったところの部分を行く行くはそういうふうな利用。 （「拡張していく」の声） ということは想定範囲内なんだけれども、そういうのはちょっと認められないよという意見でしょうか。
1 2 番委員	いや、認められないよと言うんじゃないで、周りがよければいいと思うんですけども。

議 長	ということをもう一度確認していただいて。
事務局	拡張のする、しないというのはご本人というか、申請なので、何とも言えないんですけども、あった場合は、今のようにちゃんと周りの影響、水路の影響というのはしっかりクリアされた状態ということでご指導させていただければと思います。 以上です。
議 長	庭野さんにお聞きしますが、ここで可否を決めてもよろしいでしょうか。
12番委員	はい。
議 長	それは。…
12番委員	だから、今確認していただけるなら。
議 長	ということで可否を取らせていただきます。
16番委員	16番の田村ですけども、今回の申請の右側の部分の余ったというんか、その部分というものはどのくらいたてば申請は可能になる。
事務局	まだ青地に当たるので、それは9月に農振の除外申請をしていただくので、例えば拡張したいとか、そういう話であれば1年、今からだ1年半ぐらいですかね、使用できる状態になるのが。許可できるか、できないかもあるんです。それはあるんですけども、例えば許可ができるということでお出しをさせてもらえるなら、1年半ぐらいかかるかなということです。
議 長	そういう出し方ってちょっとまずいんじゃないの。うまくないよな、そういう出し方って。
事務局	本当ですか。
議 長	これだったら、今可否を皆さんにお伺いしていけるけれども、次年度にもそれ農振除外をやって、また拡張していきたいんだという含みがあると、これは。
事務局	いや、それは申請がないので分からない。
議 長	想定の中は言えるけれども、できないと思うけれども、でも、そういうふうになると、ちょっと大変問題になってくるよな。
16番委員	申請があれば可能ということ。
事務局	ちょっとそこは今例えばの話です。例えば申請があって、除外ができて、転用ができるということであれば1年半ぐらいの期間ですという回答なので。

議 長	でも、田村さんの質問は、何年たったらそのところは増幅できるんで、今みたいに取れるんですかという質問もあるで。
16番委員	それは農業委員さんが許可するかしないか。
事務局	その拡張内容とかもいろいろ変わるので、やっぱり申請があったりとか、そういう事前相談がない限りは何ともなんですけれども、スケジュール感の話に考えれば1年半ぐらいかかるよという話になります。スケジュール感の話です。
議 長	田村委員、よろしいでしょうか。
16番委員	はい、分かりました。
議 長	ほかにご質問あったらお願いいたします。 なければ、ちょっと含みもあった内容ではありますが、皆さんに可否を問いたいと思います。 議案第6号の1の案件は許可としてよろしいでしょうか。 (「はい」の声) ありがとうございます。 それでは、許可と決定いたします。 続いて、議案第6号の番号2について担当委員さんより調査報告をお願いいたします。
4番委員	お世話になります。4番、〇〇地区担当の林です。 農地法第5条による申請事案の調査結果について報告いたします。 申請地は〇〇より東へおおよそ100mのところ。2月8日被設定人の〇〇さん立会いの下、高橋委員とともに現地調査を行い、申請者の〇〇さんに確認いたしました。〇〇さんが休耕中の畑に住宅を建てる計画をされています。転用目的の確実性につきまして、申請書、見積書、設計書、資金、融資証明が確認でき、許可が下りてから早めに着工したいとのことでした。実行は確実と思われます。申請面積の妥当性ですが、周辺の状況からも適当と思われます。周辺農地の営農状況への支障の有無ですが、周辺農地の営農を行う上で支障が発生する見込みはございません。同様に転用することによって生ずる付近の農地、作物の被害の防除処置についても想定される被害等はないと思われます。その他に想定される懸案事項は特に見当たりません。 よろしくご審議をお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 ただいまの説明を受けまして、皆さんからのご意見、ご質疑を承りたいと思います。 ございませんので、お諮りいたします。 議案第6号の2の案件は許可としてよろしいでしょうか。 (「はい」の声) それでは、許可相当と決定いたします。

続きまして、議案第6号の番号3について担当委員さんよりの調査報告をお願いいたします。

15番委員

15番、〇〇担当の原澤です。

農地法第5条による申請事案の調査結果について報告いたします。

申請地は言いづらいんですけども、さっきのまねをすれば、〇〇から300mか200m、〇〇集落の南東というか、南地区の場所に当たります。2月7日に譲受人の〇〇さん、譲受人と譲渡人は親子でございまして、これを今出ている、囲ってある場所の向かって左側が〇〇さんの自宅でございます。庭はあるんですけども、草木が植えてあって、今、納屋が見えているところが農業用の機械を入れる車庫というか、入れ物で、その間の土地でございます。実質もう宅地と納屋の間に挟まれている場所で、農地はできないからなという場所でもありますし、これで車庫に農業用の機械を入れるのに砂利を敷いてしまったと、許可なく。もともと息子さんのほうが農地じゃなかったと、農地であったというのはよく分かってなかったみたいで、今回この始末書を出して、おやじさんが譲る形を取ったと思います。もう実際できちゃっているのも、何とも言えないんですけども、周りの農地に特別影響がある場所でもないし、特に何も作れないような場所ですので、許可でいいんじゃないかと思ったんですが、皆様のご審議よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。

ただいまの説明を踏まえまして、皆様からのご質疑、ご意見いただければと思います。

始末書ということで、事前着工ということで、その始末書でしょうかね。ということだそうです。

ご質問、ご質疑なければお諮りいたしたいと思いますが、議案第6号の3の案件は許可相当でよろしいでしょうか。

（「はい」の声）

それでは、許可相当と決定いたします。

続きまして、議案第7号 農用地利用集積計画に対する意見決定について、事務局よりお願いいたします。

事務局

8ページをお開きください。

議案第7号 農用地利用集積計画に対する意見決定について（一括方式）。

次のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

別紙記入事件、3件。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画概要でございます。

田の使用貸借の通年9,404㎡、利用権存続期間10年、9,404㎡、畑の賃貸借の通年817㎡、使用貸借の通年2,676㎡、利用権存続期間10年3,493㎡、田と畑の合計は12,897㎡です。貸し手は10戸、借り手は3戸でございます。

10、11ページに総括表がございますので、ご覧いただきますようお願い

いたします。

改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上よろしくお願いします。

議長

事務局より説明いただきました。

このことについて質疑がありましたら挙手をもってお願いいたします。

ないようですので、皆様のご承知おきをいただければと思います。

続いて、協議事項・報告事項に入ります。

農業経営改善計画の認定について、事務局より報告がございます。お願いいたします。

事務局

12ページをお開きください。

報告第1号 農業経営改善計画の認定について報告いたします。

今回の内容としましては、継続1件の認定案件となります。認定日は令和7年1月10日となります。恐れ入りますが詳細内容については記載のとおりとなりますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。

以上よろしくお願いします。

議長

事務局よりご説明いただきました。

質疑のある方は挙手をもってお願いいたします。

なければ、ご承認をいただきたいと思います。

続きまして、(2)みなかみ町農地利用最適化推進委員の選考について、事務局より説明があります。

事務局

私のほうからの説明にさせていただきます。

お手元の資料のA判の横になっているものなんですけれども、「農地利用最適化推進委員候補者の選考について」、こちらをご覧ください。2月5日で推薦期間が終了し、25名の推進委員の方が決定となりましたので、規程によりまして委員の皆様を選考していただき、承認を諮りたいと思っております。

名前と地区名のみ読み上げますので、その後、一括してご意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

1番、真庭勝弘さん、後閑、2番、深津賢治さん、下牧、3番、増田範人さん、師区、4番、斉藤渡さん、真庭・政所区、5番、竹内進一さん、下津・小川島南区、6番、高橋直也さん、下津・竹改戸区、7番、林幸一さん、上津（下区）、8番、林喜久雄さん、上津（上区）、9番、片野羊二さん、月夜野区、10番、田村清一さん、小川75番地、11番、石坂義明さん、石倉（上石倉・下石倉）、12番、阿部直樹さん、上牧・奈女沢・大沼区、13番、中島修一さん、水上北部、14番、須藤邦男さん、水上中部、15番、石井薫さん、水上南部、16番、片野清さん、猿ヶ京・永井・相俣・大峰、17番、林秀樹さん、猿ヶ京・永井・相俣（永井・吹路）、18番、深代寛さん、湯宿温泉・須川区、19番、林寛二さん、同じく湯宿温泉・須川区、20番、木内利夫さん、東峰・塩原区、21番、本多資利さん、恋越・入須川区、22番、原澤幸雄さん、布施・師田区、23番、原澤兼男さん、布施・師田区、24番、下城治さん、新巻区、25番、林真樹さん、下新田・羽場区。

以上25名であります。よろしくお願いします。なお、個人情報が多く含まれておりますので、資料につきましては会議終了後回収させていただきます。よろしくお願いします。

議 長

ただいま事務局よりご説明をいただきました。

これ、事務局、農業委員会がここに載っているんだけど、この委員会で承認をしろと。

事務局

一応選考ということで、4月になってから新しい農業委員でまた推薦するため、それで承認ということになっているので。

議 長

ですよ。と思ったんで、おおと思った。

事務局

そうなんです。選考して、4月の新しい農業委員会が発足したときに承認ということで、一応前の農業委員会で先行で承諾を得ていますという形で。

12番委員

異議があったら言えということ。

議 長

いやいや。ここに意見を求めるということがあるんで、意見は求めますけれども。

（「ありません。冗談です」の声）

この中では一応承認という格好で意見を述べているとあるので、皆さん、ご承認をいただきたいと思います。

（「はい」の声）

6番のその他に移りたいと思います。

委員の皆様からその他で何かご意見があったら挙手をもってお願いいたします。

事務局、何か用意がございますか。

事務局

大丈夫です。

議 長

以上で本日の議事、報告事項の全てを終了したいと思います。

閉 会

みなかみ町農業委員会職務代理高橋品子閉会を宣す。

〔午後3時14分〕

以上会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する

16番委員

17番委員